

第 2 2 節 自発的支援の受入れ

本町は、町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第 1 ボランティアの受入れ

本町は、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、忠岡町社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

忠岡町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第 2 義援金品の受付・配分

本町に寄託された被災者あての義援金品の受付・配分は、次により行う。

1 義援金

(1) 受付

本町に寄託された義援金は、福祉課があらかじめ定めた窓口において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等は、関係する機関が協議して決定する。

イ 本町は、大阪府又は日本赤十字社等から配分を寄託された義援金を配分する。

2 義援物資

本町は、あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

第3 海外からの支援の受入れ

本町は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を実施する。

1 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国、大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 本町は、大阪府と連携して、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 本町は、大阪府と連携して、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保